

各市町村介護保険主管課長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室長

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の
取扱いについて（通知）

本県の介護保険行政につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）につきましては、鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、外部評価の実施回数に対する緩和措置（2年に1回）を令和2年8月21日付け高生第1172号に通知しました内容で講じてきたところですが、これにつきましては、国の事務連絡において新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更に伴い、臨時的な取扱いを終了する旨の通知がありましたので下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。

記

1 実施要領第4条に基づく実施回数の緩和措置について

下記の（1）及び（2）の緩和措置については、終了とする。

（1）緩和要件「過去に外部評価を5年間連続して実施していること（要領第4条(2)）」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外部評価を実施しなかった年度は、実施回数に含めない。ただし、連続実施は中断しない取扱いとする。

（2）緩和要件「運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること（要領4条(2)イ）」について

6回未満の実施であっても、やむを得ない事由があると関係市町村が判断する場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。（「適用要件確認書」にやむを得ない事由を記載する。）

2 終了時期

令和5年8月8日から

■お問合せ先

鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室
事業者指導係（担当：松山）
電話番号：099-286-2678

各市町村介護保険主管課長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る地域密着型サービス外部評価の実施回数の
取扱いについて（通知）

本県の介護保険行政につきましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、地域密着型サービス外部評価（以下「外部評価」という。）につきましては、鹿児島県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、外部評価の実施回数に対する緩和措置（2年に1回）を講じているところですが、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、臨時的な取扱いとして下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

1 実施要領第4条第に基づく実施回数の緩和措置について

- (1) 緩和要件「過去に外部評価を5年間連続して実施していること（要領第4条(2)）」について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、外部評価を実施しなかった年度は、実施回数に含めない。ただし、連続実施は中断しない取扱いとする。

事例1：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	実施	実施	実施	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす →						

事例2：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施	免除	実施	免除	未実施	実施	免除
← 継続実施と見なす →						

- (2) 緩和要件「運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること（要領4条(2)イ）」について

6回未満の実施であっても、やむを得ない事由があると関係市町村が判断する場合は、要件を満たしているものとして取り扱う。（「適用要件確認書」にやむを得ない事由を記載する。）

2 適用期間

令和2年4月1日から遡及して当分の間

■お問合せ先

鹿児島県くらし保健福祉部介護保険室
事業者指導係（担当：大迫）
電話番号：099-286-2678